

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（総務局（防災危機管理局）、市民局、会計室、消防局）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

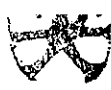
令和2年9月29日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局（防災危機管理局）	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年9月3日
市民局	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月24日
会計室	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月19日
消防局	令和2年2月10日	令和2年2月12日	令和2年8月5日

措置の内容 別紙のとおり



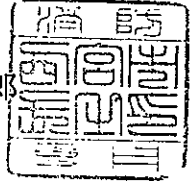
西消総発第 111 号

令和 2 年 8 月 5 日

西宮市監査委員 石原 俊彦 様  
 同 佐竹 令次 様  
 同 大川原 成彦 様



西宮市長 石井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

- |   |          |                          |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 消防局                      |
| 2 | 監査結果報告名  | 定期監査結果報告（消防局）            |
| 3 | 監査結果提出日  | 令和 2 年 2 月 10 日報告監第 23 号 |
| 4 | 措置状況     | 別紙のとおり                   |

以 上

定期監査報告書に基づき講じた措置  
(令和2年2月10日付報告監第23号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P23-3

3 財産管理事務

財産管理に関連する事務について関係書類を抽出調査し、また備品等については現物と照合する方法により調査したところ、おおむね適正に処理されていました。なお、使用見込みがないものが一部に見られましたので、適正な管理に努めてください。

(講じた措置)

備品管理につきましては、使用実績及び使用頻度等を精査し、使用見込みがないものについては不用決定返納処理を行うことで適正管理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P23-3

5 委託業務等

監査の対象とした委託業務から4件を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、業務従事者資格について未確認の事例がありますので、仕様書等の記載内容の再チェックと書面等による確認を図り、市民や業務従事者の安全を確保してください。

(講じた措置)

業務従事者の資格確認につきましては、契約書に資格者証の写しを添付するよう記載し、書面での確認を徹底してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P23-4

6 業務実績等

(2) 消防無線設備

高度・複雑化する無線機器の配備には契約の透明性が求められますので、より一層説明責任を果たせるような選定手続きを検討してください。

(講じた措置)

今後とも無線機器の更新時期や必要台数を精査のうえ整備を進めていくとともに、契約方法についても引き続き透明性が高いものとなるように選定手続きを検討してまいります。

7 む す び

消防局では、すべての事務において、複数人によるチェック体制を継続するとともにわかりやすい書類の作成や消防局・各署間での連携を図るよう職員に周知しています。今後とも事務の適正化に向けた取組みを進めてください。

(講じた措置)

引き続き、事務の適正化に向けた取組みを進めてまいります。